

益城町国民健康保険高額療養費支給 申請手続きの簡素化について

高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で同じ月内に支払った保険適用分の医療費が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。これまでは該当する度に申請書と領収書の提出が必要でしたが、今後は、手続き簡素化の申請をしていただくことで、それ以降の申請を不要とし、指定された口座に自動振込を行うことができます。

○対象世帯

国民健康保険税に滞納が無い世帯

○申請方法

「国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申請書兼同意書」を健康保険課保険年金係に提出してください。

○申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・世帯主名義の通帳
- ・窓口に来られる方の身分証明書(免許証、マイナンバーカード等)

○支給について

- ・簡素化申出日以降に高額療養費の支給対象となった場合、診療月の約3ヶ月後に指定口座に振り込みます。(審査等で遅れる場合有。)
- ・簡素化申出日以降は、高額療養費支給のお知らせ及び支給申請書は送付されせん。高額療養費の支給対象となった場合には、支給決定通知書のみ送付されます。

○簡素化が解除になる場合

以下の場合簡素化が解除されます。簡素化の解除以降に支給対象となった高額療養費については、お知らせと支給申請書が送付されます。なお、再度簡素化を希望される場合には、再度申請が必要です。

- ① 国民健康保険税に滞納が発生した場合
- ② 世帯主が変更になった場合
- ③ 保険証の記号番号が変更になった場合
- ④ 指定された登録口座への振り込みができなくなった場合
- ⑤ 申請の内容に偽り不正があった場合

○簡素化開始後の注意点

- ・簡素化申出日以前に支給対象となった高額療養費は、簡素化の対象になりません。送付済みの申請書をご提出いただく必要があります。
- ・簡素化申出日によっては、書類の行き違いにより、翌月も高額療養費の申請書が送付される場合があります。その場合はお手数ですが、届いた申請書でご申請ください。
- ・支給金額等は、振り込み時に送付される支給決定通知書をご確認ください。
- ・交通事故などの第三者行為や労災、医療費の一部負担金の支払いが済んでいない場合は、速やかに下記までお知らせください。
- ・高額療養費を自動振込した後に、医療費を窓口で支払われていないことが確認された場合は、返還していただくことになります。
- ・高額療養費を自動振込した後に、窓口で支払われた医療費が審査等により減額となった場合は、減額された額に応じて返還していただくことになります。
- ・振込口座を変更する場合、簡素化を解除する場合は届け出が必要です。

お問い合わせ先
〒861-2295 益城町大字宮園 702
益城町 健康保険課 保険年金係
電話：096-286-3113（直通）